

平成十八年環境省令第三号

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十一条、第三十条及び第八十六条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第七条及び第八条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則を次のようく定める。

(認定の申請)

第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の認定(第二十三条を除き、以下「認定」という。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、性別、生年月日及び住所
二 認定の申請に係る疾病的名称
三 認定の申請の際、日本国内に住所を有している者にあっては、日本国内に住所を有している期間

一 申請者の戸籍記載事項
二 証明書又は住民票の写し(外国人にあっては、旅券、住民票その他の身分を証する書類の写し)
三 認定の申請に係る疾病的名称
四 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

一 申請者の戸籍の抄本若しくは戸籍記載事項
二 証明書又は住民票の写し(外国人にあっては、旅券、住民票その他の身分を証する書類の写し)
三 認定の申請に係る疾病的名称
四 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

2

二 認定の申請に係る疾病的名称
三 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

3

一 認定の申請に係る疾病的名称
二 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

4

一 認定の申請に係る疾病的名称
二 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

5

一 認定の申請に係る疾病的名称
二 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

6

一 認定の申請に係る疾病的名称
二 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

7

一 認定の申請に係る疾病的名称
二 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

8

一 認定の申請に係る疾病的名称
二 認定の申請に係る医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

(認定の申請)

一 認定の申請をした者で認定を受けないで死亡したもの(以下「申請中死亡者」という。)の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 申請中死亡者がした認定の申請の年月日
三 申請者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに申請中死亡者との身分関係

四 申請者が申請中死亡について葬祭を行う者であるときは、その旨

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

二 申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 申請者が申請中死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本及び申請者が申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

二 申請者が申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その旨を明らかにすることができる書類

3 法第七条第一項の規定による申請は、当該規定の有効期間の満了日の属する月の六月前から定めることができる。

4 機構は、法第七条第二項又は第八条第二項の規定により認定を更新したときは、新たに石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

第五条 被認定者は、氏名又は住所を変更したときには、次に掲げる事項を記載した届出書を、速やかに、機構に提出しなければならない。

一 変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所

二 変更の年月日及びその事由

三 石綿健康被害医療手帳の番号

2 前項の届出書には、同項第一号に係る事実を証明することができる書類及び石綿健康被害医療手帳を添えなければならない。

一 変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所

一 被認定者が死亡したときは、戸籍法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(死亡の届出)

第七条 被認定者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。ただし、当該被認定者が死亡したことにつき、機構が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(石綿健康被害医療手帳の再交付の申請)

第六条 被認定者は、石綿健康被害医療手帳を破り、汚し、又は失ったときは、機構に再交付を申請することができる。

(石綿健康被害医療手帳の再交付の申請)

第七条 被認定者は、石綿健康被害医療手帳を破り、又は汚したときは、機構に再交付を申請することができる。

一 被認定者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を機構に提出しなければならない。

二 被認定者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を機構に提出しなければならない。

二 石綿健康被害医療手帳の番号

三 再交付の申請の理由

四 認定の有効期間の満了日

五 法第八条第一項の認定の更新を申請しようとする者にあっては、認定の有効期間の満了後においても継続することを証明することができる医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

第六条 石綿健康被害医療手帳は、様式第一によることができなかつた理由

第七条 石綿健康被害医療手帳は、様式第一によることが能够な所に記載する。

(申請中死亡者に係る決定の申請)

第三条 法第五条第一項の決定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

(石綿健康被害医療手帳の様式)

第二条 石綿健康被害医療手帳は、様式第一によることが能够な所に記載する。

(申請中死亡者に係る決定の申請)

見したときは、速やかに、これを機構に返還しなければならない。

(石綿健康被害医療手帳の返還)

第九条 被認定者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、石綿健康被害医療手帳を機構に返還しなければならない。

一 被認定者に対し、同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合において、その受けた

損害賠償その他の給付等のうち医療費に相当する金額が、法第十二条第一項に規定する医療費の額を満たすものであるとき

四 機構から認定の取消しを受けたとき

五 被認定者に対し、同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合において、その受けた

損害賠償その他の給付等のうち医療費に相当する金額が、法第十二条第一項に規定する医療費の額を満たすものであるとき

三 法第六条第一項又は第二項に規定する有効期間が満了したとき

二 死亡したとき

一 機構から認定の取消しを受けたとき

四 機構から認定の取消しを受けたとき

三 法第六条第一項又は第二項に規定する有効期間が満了したとき

二 死亡したとき

一 機構から認定の取消しを受けたとき

(法第十三条第一項に規定する方式によらない旨の申出)

第十一條 法第十一条の規定により診療報酬の請求及び支払に関し法第十三条第一項に規定する

一 未申請死亡者の死亡の事実及び死亡年月日
並びに請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求に係る疾病にかかるべきことを証明することができる医師の診断書その他の資料

三 一 請求に係る疾病的が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

四 請求に係る疾病的が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかつたことを証明することができる資料

五 請求者と未申請死亡者の身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

六 請求者が未申請死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類

七 請求者が未申請死亡者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

(救済給付調整金の請求)

第十八条 救済給付調整金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機関に提出しなければならない。

一 死亡した被認定者又は申請中死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡の當時有していた住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者又は申請中死亡者との身分關係

三 認定疾病的名称

一 死亡した被認定者が石綿健康被害医療手帳の交付を受けていたときは、その番号

五 被認定者又は申請中死亡者の死亡年月日前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被認定者又は申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病的起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求者と被認定者又は申請中死亡者との身分關係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求者が被認定者又は申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類

四 請求者が被認定者又は申請中死亡者の死亡の当時の者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

第十九条 救済給付を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならない。(他の法令による給付を受けた場合の届出)

第二十条 救済給付を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合にあっては、その法令の名称及び給付の種類並びに既に支給を受けたものがあるときはその支給を受けた額を、機構に届け出なければならない。(令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付)

第二十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(以下「令」という。)第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、次のとおりとする。

一 恩給法(大正十二年法律第四百八号)第十四条の規定による増加恩給、第四十六条ノ二の規定による傷病賜金及び同法第七十三条の規定による扶助料(第七十五条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。)並びに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百五十五号)附則第二十二条第一項の規定による増加恩給及び傷病年金並びに恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十五条の規定による傷病者遺族特別年金

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

第八十五条第一項の規定による休業手当金、同法第八十七条第一項の規定による障害手当金、同法第二項の規定による障害手当金、同法第九十一条又は第九十二条の規定による一時金、同法附則第五条第一項の規定による一時金、同法附則第五条第一項の規定による障害前払一時金及び同条第二項の規定による遺族前払一時金

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六条の規定による休業補償、同法

四 労働者災害補償保険法第十二条の八第一項
第二号の規定による休業補償給付、同項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同項第五号の規定による葬祭料、同項第六号の規定による傷病補償年金、同項第七号の規定による介護補償給付、同法第二十条の二第二号の規定による複数事業労働者休業給付、同条第三号の規定による複数事業労働者障害給付、同条第四号の規定による複数事業労働者遺族給付、同条第五号の規定による複数事業労働者喪葬給付、同条第六号の規定による複数事業労働者介護給付、同法第二十一条第二号の規定による休業給付、同条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同条第五号の規定による葬祭給付、同条第六号の規定による傷病年金、同条第七号の規定による傷病年金差額一時金、同法附則第六十条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条第二項の規定による障害給付、同法附則第六十三条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十三条第一項の規定による複数事業労働者障害年金差額一時金、同法附則第六十四条第一項の規定による複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十五条第一項の規定による複数事業労働者障害年金差額一時金、同法附則第六十六条第一項の規定による複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十七条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十八条第一項の規定による障害年金前払一時金、同法附則第六十九条第一項の規定による障害年金前払一時金、同法附則第六十三条第一項の規定による補償

八 災害救助法（昭和二十一年法律第百十八号）第十二条の規定による扶助金

九 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十四条第一項の規定に基づく補償六号）第二十四条第一項の規定による休業補償、同法第十二条の二第一項の規定による傷病補償年金、同法第十三条第一項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金、同法第十四条の二第一項の規定による介護補償、同法第十五条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法第十八条の規定による葬祭補償、同法附則第四項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第八項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第十二項の規定による遺族補償年金前払一時金

十三 次に掲げる法律の規定による補償であつて前号に規定する補償に相当するもの

イ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条

ロ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）

ハ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条

条第一項

二 裁判官の灾害補償に関する法律（昭和三十年法律第二百号）

十四 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和十七年法律第二百二十七号）第七条の規定による障害年金及び障害一時金、同法第二十三条规定による遺族給与金並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第四十五号）による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十九条の二第一項の規定による遺族一時金

十五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第二条の規定による給付（同法第五条第一項第一号の規定による療養給付を除

十六 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第二条又は第三条の規定による給付（同法第五条第一項第一号の規定による療養給付を除く。）

十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百三条第十二項の規定に基づく補償

十八 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百四十三号）第二条の規定による補償（同法第三条第一号の規定による療養補償を除く。）

十九 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十五号）第八条第一項の規定による休業給付金、同法第九条第一項の規定による障害給付金、同法第十条第一項の規定による障害給付金、同法第十三条第一項の規定による遺族給付金、同法第十四条第一項の規定による葬祭給付金、同法第十四条第三項の規定による特別障害給付金、同法第十四条の四の規定による特別遺族給付金及び同法第十四条の五の規定による特別打切給付金

二十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百三号）第八十四条の規定に基づく補償

二十一 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十八条の規定による療養手当及び同法第十九条の規定による葬祭料

二十二 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十二条第六項の規定に基づく補償

二十三 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一年号）第二十八条の規定による休業補償、同法第二十八条の二第一項に規定する傷病補償年金、同法第二十九条第一項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金、同法第三十条の二第一項の規定による介護補償、同法第三十一条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法第四十二条の規定による葬祭補償、同法附則第五条の三第一項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法第六十九条第一項の条例によるこれらに相当する補償

二十四 日本国鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九百三十三号）第二十九条第七項の規定による補償

二十五 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条の規定による補償

二十六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一項第七号又は同法附則第八条第一項の規定による障害見舞金及び死亡見舞金

二十七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二条）第一百六十条第一項又は第二項（同法第一百八十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく補償

二十八 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第一百零一条（同法第八十二条第二項（同法第二百八十一条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による手当金

二十九 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条第一項の規定に基づく補償

三十 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十二条第一項の規定による死亡手当金、同条第二項の規定による障害手当金及び同条第三項の規定による特別手当金

（令第九条の環境省令で定める算定方法）

二十二 条 令第九条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあつては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあつては、当該給付が行われるべき事由が生じた時から当該給付を受けるべきまでのその事由が生じた時ににおける法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。

二十三 前項の調整基礎額は、前条各号に規定する給付（以下「災害給付」という。）の額とする。ただし、災害給付が行われることを理由として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第六百五号）若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第六百四十一号）の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は児童扶養手当法（昭和三十年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給が行われないこととなる場合は、当該支給が停止され、又は支給が行われないこととなる年金たる給付又は児童扶養手当の

額（その額が当該災害給付の額を超えるときは当該災害給付の額）を当該災害給付の額から減じて得られる額をもつて、前項の調整基礎額とする。

（認定及び救済給付に関する処分の通知）

二十九 第二十三条 機構は、法第四条第一項若しくは法第二十二条第一項の認定又は救済給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者又は請求者に通知しなければならない（添付書類の省略）。

三十 第二十四条 この省令の規定により同時に二以上の申請書、請求書又は届書を提出する場合において、一の申請書、請求書又は届書に添えなければならぬ書類により、他の申請書、請求書又は届書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにできるときは、他の申請書、請求書又は届書の余白にその旨を記載して、他の申請書、請求書又は届書に添えなければならない当該書類は省略することができる。

三十一条 同一の世帯に属する二人以上の者が同時に申請書、請求書又は届書を提出する場合における他方の申請書、請求書又は届書についても、同様に申請書類を省略せざることができる。

三十二 条 二 前項に規定する場合のほか、機構は、特に必要なと認めるとときは、この省令の規定により申請書類を省略せざることができる。

三十三 条 二 二 前項に規定する場合のほか、機構は、特に必要なと認めるとときは、この省令の規定により申請書類を省略せざることができる。

三十四 条 二 二 前項の規定により延納をする特別事業主は、その特別拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金額として、最初の期分の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知を受けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞれその期の初日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

三十五 条 二 二 前項の規定により延納をする特別事業主は、その特別拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金額として、最初の期分の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知を受けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞれその期の初日からの月の翌月十五日までに納付しなければならない。

三十六 条 二 二 前項の規定により延納をする特別事業主は、最初の期分以外の各期分の特別拠出金のうち、前項の規定による納期限が最初の期分の特別拠出金の納期限より先に到来することとなるものについては、同項の規定にかかるわらず、最初の期分の特別拠出金についてはそれぞれその期の初日の属する月の翌月十五日までに納付しなければならない。

三十七 条 二 二 前項の規定により延納をする特別事業主は、最初の期分以外の各期分の特別拠出金のうち、前項の規定による納期限が最初の期分の特別拠出金の納期限より先に到来することとなるものについては、同項の規定にかかるわらず、最初の期分の特別拠出金とともに納付するものとする。

三十八 条 二 二 前項の規定により納付すべきその不足する特別拠出

便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

（地方公共団体に対する情報開示）

三十九 第二十七条 機構は、地方公共団体に対して法の規定により機構が行う業務及び石綿健康被害救済基金の状況に関する情報の開示に努めるものとする。

四十 第二十八条から第三十一条まで 削除

（特別拠出金の充当）

四十一条 第二十二条 機構は、法第四十九条第三項の規定により、未納の特別拠出金その他法の規定による徴収金を充当したときは、その旨を特別事業主（法第四十七条第一項の特別事業主をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。（特別拠出金の延納の方法）

四十二 第三十三条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき特別拠出金の額が二十万円以上である特別事業主は、特別拠出金を納付する際に法第五十条の規定による延納の申請をした場合には、その特別拠出金を、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

四十三 第三十四条 法第四十九条第一項の規定により延納をする特別事業主は、その特別拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金額として、最初の期分の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知を受けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞれその期の初日からの月の翌月十五日までに納付しなければならない。

この省令は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二七日環境省令第二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年三月一八日環境省令第七号）

- （施行期日）
 1 この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
 2 （経過措置）

この省令の施行の日前に環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第二十条第一項の当該給付が行われるべき事由が生じた場合におけるその算定に用いる法定利率については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年八月三一日環境省令第二〇号）

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則（令和三年一二月一六日環境省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月二三日環境省令第三号）

この省令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第六号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月一九日環境省令第二一号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第1（第2条関係）

様式第1（第2条関係）

石綿健康被害認定手帳
（表）
（略）

（表）

立行行政法人健康再生保全機構運営手帳
（表）
（略）

- 1 -

様式第2（第36条関係）

様式第2（第36条関係）

立行行政法人健康再生保全機構運営手帳
（表）
（略）

参考 二つの手帳の用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。

- 2 -

様式第3 削除 様式第4（第38条第1項関係）

様式第4（第38条第1項関係）

立行行政法人健康再生保全機構運営手帳
（表）
（略）

参考 この手帳の用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。

- 4 -

様式第5（第38条第2項関係）

様式第6（第38条第3項関係）

様式第5（第38条第2項関係）

日本産業規格 B 7 とする。

- 5 -

様式第6（第38条第3項關係）

考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。